

Title	共謀罪の総合的研究
Sub Title	Research on criminal conspiracy in United States
Author	亀井, 源太郎(Kamei, Gentaro)
Publisher	
Publication year	2010
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2009. )
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究は、アメリカ合衆国におけるコンスピラシー(criminal conspiracy)の概念・訴追・解釈について紹介し、検討を加えようとしたものである。もっとも、近年は、アメリカ法に言及する研究も少なくなく、アメリカ刑法一般についていえば、既に、定評のある教科書の邦訳も刊行されている。また、コンスピラシーについても、特に近年は共謀罪創設をめぐる動きの中で多くの論稿が公表されている。</p> <p>そこで、本研究では、これらの先行業績との重複は避け、コンスピラシーが検察官にとって「最愛の人」であるといわれる理由を確認した上で、「愛される理由」のひとつであると思われる、ピンカートン・ルールについて検討した。</p>
Notes	<p>研究種目：若手研究(B)</p> <p>研究期間：2007～2009</p> <p>課題番号：19730058</p> <p>研究分野：社会科学</p> <p>科研費の分科・細目：法学・刑法</p>
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_19730058seika">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_19730058seika</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平成 22 年 6 月 7日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19730058

研究課題名（和文） 共謀罪の総合的研究

研究課題名（英文） Research on Criminal Conspiracy in United States

研究代表者

亀井 源太郎（KAMEI GENTARO）

慶應義塾大学・法学部・准教授

研究者番号：90305409

研究成果の概要（和文）：

本研究は、アメリカ合衆国におけるコンスピラシー(criminal conspiracy)の概念・訴追・解釈について紹介し、検討を加えようとしたものである。

もっとも、近年は、アメリカ法に言及する研究も少なくなき、アメリカ刑法一般についていえば、既に、定評のある教科書の邦訳も刊行されている。また、コンスピラシーについても、特に近年は共謀罪創設をめぐる動きの中で多くの論稿が公表されている。

そこで、本研究では、これらの先行業績との重複は避け、コンスピラシーが検察官にとって「最愛の人」であるといわれる理由を確認した上で、「愛される理由」のひとつであると思われる、ピンカートン・ルールについて検討した。

研究成果の概要（英文）：

In this research, I have tried to introduce and examine the concept, prosecution, and interpretation of criminal conspiracy in the United States.

Needless to say, so many articles about conspiracy are released in the motion involving conspiracy act in Japan in recent years. Thus this research focused on Pinkerton Rule in United States.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	540,000	3,440,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑法  
キーワード：共謀罪、コンスピラシー

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初(2007年)、わが国でも、組織犯罪対策の一環として国会に共謀罪を創設しようとする法案が上程されていた。

共謀罪規定を有する「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」(平成17年10月、第163回国会において内閣が提出)は、国連国際犯罪条約(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約; United Nations Convention Against Transnational Organized Crime)締結にともなう国内法を整備しようとするものである。

この条約は、「国際的な組織犯罪が近年急速に複雑化し、深刻化してきたことを背景として、これに効果的に対処するためには、それぞれの国が自国の刑事司法制度を強化するのみならず、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識が高まった」ことから、ナポリでの世界閣僚会議を経て国連総会決議によって設立された国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約を起草するための政府間特別委員会で審議され、平成12年11月に国連総会で採択されたものであり、「国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うため、重大な犯罪を行うことを合意すること等一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し等につき規定するもの」である。

このため、共謀罪は、わが国を取り巻く国際環境の中にあって、治安上の懸念材料となりうる国際的な組織犯罪への対処の手段として、その妥当性や有効性の、実体法上・手続法上の実証的あるいは理論的な研究が不

可欠な状況にあった。

しかし、研究開始時、共謀罪についての詳細な検討をなしたわが国での先行業績は少なかった。もちろん先行研究も存在するが、それらは、共謀罪をめぐる手続法上の問題、もしくは、共謀罪の概念史に重点を置くものであり、実体法の観点も視野に入れたこの問題への検討は手薄である。また、共謀罪立法を巡っては、「治安維持法の復活である」とする批判も少なくないが、これらの議論は、必ずしも、学術的な検討のレベルに達していないようにも思われた。

## 2. 研究の目的

本研究は、アメリカ合衆国のコンスピラシー(Criminal Conspiracy)に関する議論を参照しつつ、コンスピラシーと共謀罪とを取り巻く社会の在り方や刑事司法システムの在り方、刑事実体法の理論的な背景の相違点等の、共謀罪処罰規定をめぐる理論的な背景を明らかにし、もって、喫緊の課題である国際的な組織犯罪への「あるべき法的対処」の枠組み・「取り得る法的対処」の枠組みを示そうとするものである。本研究は、抽象的には、このような点についての検討を為そうとするものである。

より具体的には、実体法上は、未遂や共犯との関係を整理せねばならない。処罰の早期化との関係では、未遂や予備との関係を整理し、早期化する理由の有無を精査しなければならない。また、共犯との関係では、共謀罪との罪数関係や、相違点(共謀罪における共謀と、共謀共同正犯の共謀の成立は、同様のものであり得るか、等)が明らかにされな

ければならない。

また、手続法との関係では、アメリカのコンスピラシーが証拠法上特別のルールが与えられる等、特殊な地位にあるところ、共謀罪が同様の解釈論上の地位を与えられることとなるのか否かについて、精査する必要があるように思われた。

### 3. 研究の方法

前述の研究目的を達成するため、すでに共謀罪と類似の概念であるコンスピラシー規定を長らく有し運用しているアメリカ合衆国における議論を精査することが必要である。

その際、とりわけ、(1)現在の立法・解釈とその問題点、(2)実務において果たしている役割の2点の整理・検討が重要となる。

そこで、本研究は、現在の判例・立法の整理を中心に、主として文献研究を行い、また、文献研究に加え、アメリカ合衆国において実際に果たしている役割を明らかにするため、訪米し、聞き取り調査や資料収集を行った。

### 4. 研究成果

(1) 本研究は、アメリカ合衆国におけるコンスピラシー (criminal conspiracy) の概念・訴追・解釈について紹介し、検討を加えようとしたものである。

(2) もっとも、本研究は、この問題について包括的に論じようとしたものではない。

近年は、アメリカ法に言及する研究も少なくなく、アメリカ刑法一般についていえば、既に、定評のある教科書の邦訳も刊行されている。また、コンスピラシーについても、特に近年は共謀罪創設をめぐる動きの中で多くの論稿が公表されている上、小早川義則教授による大著も2008年に刊行された(小早川義則『共謀罪とコンスピラシー』(2008年))。

そこで、本研究では、これらの先行業績との重複は避け、コンスピラシーが検察官にとって「最愛の人」であるといわれる理由を確認した上で、「愛される理由」のひとつであると思われる、ピンカートン・ルールについて検討することとした。

(3) ピンカートン・ルールは、アメリカ合衆国におけるコンスピラシーに妥当するとされるが、このルールは、あるコ・コンスピラターがコンスピラシーの促進として為した行為は、合理的に予見しうるものであれば、他のコンスピラターにも帰属する、とするものである。

(4) アメリカ合衆国連邦最高裁は、未だにピンカートン・ルールについて、この60年間言及していない。しかしながら、下級審では、ピンカートン・ルールに制限を加えようとする動きも見られる。

そこで、本研究では、ピンカートン・ルールの誕生と展開を概観した後に、これらの下級審判決を素材に、ピンカートン・ルールを巡るアメリカ合衆国における裁判実務の現状を素描しようと試みた。

(5) また、近年、マーク・ノーフリは、ピンカートン・ルールに対する、デュー・プロセスによる限界づけを構想している。本研究では、この構想を参考にしつつ、ピンカートン・ルールへの、ありうる限界づけ(あるいは修正)のあり方を検討した。

(6) このことは、ミクロのレベルでいえば、従来、代位責任(vicarious liability)と説明されてきたコンスピラシーの処罰の限界を明らかにすることである。

また、マクロのレベルでいえば、ノーフリの議論が、憲法による限界づけ、すなわち、デュー・プロセスによる制限を志向することから、このような枠組みが、日本での議論においてもワークするかを検討する上でも、

示唆するところが大きいように思われる。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6件)

1. 亀井源太郎「単独犯として起訴された事件に共謀共同正犯者が存在すると思われる場合における訴因通りの認定の許否」平成 21 年度重要判例解説(2010 年 4 月)221-222 頁、査読なし
2. 亀井源太郎「共犯者による供述の信用性を肯定し、共謀共同正犯の成立を認めた事例」判例評論 612 号(2010 年 2 月)183-189 頁、査読なし
3. 亀井源太郎「刑法学と刑事訴訟法学の交錯、あるいは、刑法学及び刑事訴訟法学を取り巻くもの」法律時報 1009 号(2009 年 6 月)86-94 頁、査読なし
4. 亀井源太郎「共犯と罪数」刑法判例百選 I(第 6 版)(2008 年 2 月)214-215 頁、査読なし
5. 亀井源太郎「間接正犯」新・法律学の争点シリーズ・刑法の争点(2007 年 10 月)102-103 頁、査読なし
6. 亀井源太郎「共謀罪と刑事手続」法学会雑誌(首都大学東京)48 巻 1 号(2007 年 7 月)119-160 頁、査読なし

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 1件)

1. 本間一也・城下裕二・丹羽正夫編『New Live 刑事法』(2009 年 6 月・成文堂)〔同書中、亀井源太郎「共犯とその諸問題」(131-144 頁)〕

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織  
(1)研究代表者  
亀井 源太郎(KAMEI GENTARO)  
慶應義塾大学・法学部・准教授  
研究者番号：90305409

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：